

(1) 市長の政治姿勢について

憲法 9 条を踏み破る集団的自衛権の発動について、

今年は自衛隊創設 60 年にあたるとのことです。

この間、自衛隊は軍隊でありながら、一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺していません。このような軍隊は主要国にはありません。

憲法 9 条が存在し、この憲法下、まがりなりにも「海外で武力行使してはならない」ことが大原則だったからです。

ところが自民・公明両党は、「安全保障法整備に関する与党協議会」を開き、解釈改憲の最大の焦点となる集団的自衛権の問題について本格協議を行い、いよいよ、閣議決定を強行し海外で戦争する国に突き進もうとしています。

政府は 17 日、自民公明両党の安全保障法整備に関する協議会で、解釈改憲に関する閣議決定原案を正式に提示しました。

原案は日本への武力攻撃がなくても、他国への武力攻撃の発生で日本が武力行使することについて、「国際法上は集団的自衛権が根拠となる」と集団的自衛権の文言を明記しました。

発動要件については、高村正彦 自民党副総裁の座長試案・武力行使の 3 要件がほぼそのまま取り入れられました。

自衛隊が発足した1954年に確立した現行の3要件は、日本を守る個別的自衛権に武力行使を限定し、行使そのものにも高いハードルを課しています。

1972年の政府見解は、「集団的自衛権は行使できない」という法理を示したものです。

今回、その政府見解から、都合のいいところだけ取り出して、集団的自衛権行使の「根拠」にしようとしています。これは憲法破壊のクーデターというべきやり方です。

「新3要件」は、自衛隊の武力行使について、日本に対する武力攻撃＝「急迫不正の侵害」に限定している現行の3要件を根本から覆し、無限定の武力行使を認めるものです。

地理的な限定もなく、「おそれがある」事態と政府が判断すれば、事態の発生前でも武力行使が可能となり、いつでも、どこでも武力攻撃が可能となります。「自衛」を建前にしてきた自衛隊の性格も一変します。

このような国是を覆す大問題を、与党間の閣議決定で押し切ろうとする暴走は、断じて許してはなりません。

全国、52すべての単位弁護士会からの反対声明や意見書をはじめ、各界各層から、また、全国津々浦々から反対の声があげられ、連日、国会を取り巻く反対行動が展開されています。

立憲国家に立脚する地方自治体の長として、市長が「集団的自衛権行使」の閣議決定は止めよと政府に表明することを求めるものです。

また、47万市民の命と生活を預かる自治体の首長として、国に対して、憲法を守れと、真正面から声をあげていただくことを求めるものであります。

ご所見をお示してください。

（２）国保行政について

高い国保税と３割の医療費窓口負担が、市民を苦しめています。

国保加入世帯は、非正規労働者や年金者等、もともと所得の低い人が多くを占めています。脆弱な基盤の一方、国保税額は、当年度の医療費はどれくらい必要か概算予測に基づいて算定されるため、加入者に高齢者の多い国保は、医療費が増高しがちであり、加入者の収入に比して負担が重くなるのです。

もともと、国保は、国民皆保険制度の一環であり、国の責任で制度を発足させました。そのため、国庫負担も医療費の４５％でしたが、暫時国庫負担を減らし、ついには２５％まで落ち込んでいます。このことが、高い国保税を国民に押し付けている最大の原因です。

このような経過と特質を持つ国保税について、地方自治体は、能力に応じた税の設定に鋭意努力し、負担軽減を図らなくてはなりません。

福山市は、国保税の本算定にあたり、後期高齢者支援金等課税限度額を２万円引き上げ、介護納付金課税額限度額を２万円引き上げようとしています。

保険税額については、４０歳以上の医療分１人平均年７２１円、後期高齢者医療支援分１３８円、介護支援分７２１円の引き上げを行う議案を提出し、３月の予算策定時より一人平均１６５８円の引き下げとしています。

この財源には、国保会計の前年度黒字分を充当したとのことであり、努力については、一定の評価をするものです。

しかし、消費税の引き上げ、年金のさらなる引き下げで、国保加入者の生活が一層苦しくなる中、「高い国保税を引き下げてほしい」の願いは一層切実で、今議会、市民は国保税引き下げの議会請願を提出し、短期間で請願署名は、3348 筆にのぼり、さらに広がっています。

引き上げを止めるためには、総額 9 億 3700 万円余あれば可能であります。

平成 25 年度国保特別会計の歳入歳出差引額は、1 3 億 2 0 7 6 万 7 0 0 0 円の黒字分があるわけですからですから、国保税は、ひき上げはまず、回避すべきではありませんか。

さらに、平成 25 年度末財政調整基金が 1 1 億 5 1 0 2 万 6 0 0 0 円、保有されております。このお金は、もともとは国保加入者の払った税金であり、還元すべきであります。これらを活用して、引き下げをを求めるものです。ご所見をお示してください。

次に、本年 4 月より 7 0 歳になった人の医療費窓口負担が 1 割から 2 割に引き上げられました。

この負担増の見込み総額はいくらになるのかお示してください。

自治体によっては、窓口負担が 2 倍になることに関して、岐阜県大垣市のようにそのまま 1 割負担とする自治体もあります。

福山市も、このような配慮を行うべきではありませんか。ご見解をお示ください。

（３）生活保護行政について

２０１３年１２月６日、「改正」生活保護法と生活困窮者自立支援法が成立し、今年、４月１８日、厚生労働省令第５７号が交付されました。

この省令案に対するパブリックコメントは１１６６件にのぼるなど、生活困窮者を生活保護制度から遠ざけ、生存権を脅かす内容を含んでいるのではないかと懸念されました。

いよいよ７月から施行されることとなりますが、同制度が、真に生存権の保障として充実するよう、いくつかの問題について質問いたします。

① 生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利であることにかんがみ、生活に困窮している人は誰でも申請できることが重要です。

「保護の開始を申請するものは必要な書類を提出しなくてはならない」旨の規定が設けられますが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取り扱いと変わらないこと、口頭申請についてもその運用を変えることなく、従来同様に認めることとされております。

また、誰でも、いつでも必要に応じて申請できるよう、窓口申請用紙を設置することを求めるものです。現状と、今後の対応についてお示してください。扶養義務者への通知の規程の創設についても、扶養は保護の要件ではなく、従来の考え方を変えるものではないとされております。

正確な運用を求めるものですが、ご所見をお示してください。

② 住居の状況と申請について、ホームレス状態や高家賃の状態でも、申請を受け付けることを求めるものです。

高家賃の問題では、住宅扶助基準の上限を超える部分が支給されず、生活費に食い込むことが生じますが、受理後の転居指導とすることです。

「住所を定めてから申請に来るように」「高額家賃だから、基準内家賃のところに転居先を決めてから申請に来るように」という、誤った対応がなされてはなりません。

申請書が円滑に受理されれば、生活再建が速やかに進みます。正確な対応を徹底することを求めるものです。

③ 相談窓口について、ワンストップサービス体制を構築することを求めるものです。申請者のなかには、生活困難や社会的孤立、さまざまな悲惨な体験から、精神的に追い込まれるなど、複雑な問題を抱えている人もいます。

また、障害を持つ人が、いろいろな窓口をたらい回しさせられる状況が起これば、申請そのものをあきらめることも起こりかねません。

一か所で必要な相談を受けられ、その後の支援も受けられるように、ワンストップで、必要な総合的支援を行う体制を構築してはいかがでしょうか。ご所見をお示しく下さい。

④ 車上生活や、ホームレス状態等、住居に課題がある人について、直ちに住居を定めることが必要となりますが、一時的に保護できるシェルターがあれば、そこから生活保護を開始することが可能です。

福山市にも、緊急保護シェルターや一時宿泊所の設置を進めるべきではありませんか。具体をお答えください。

⑤ 精神障がい者の生活支援や自立支援について、実情に合わせた丁寧な対応が必要です。特に、親亡き後の問題は深刻です。

親が健在な間は、日常生活のケアを親が支えています。高齡化や死亡後、金銭管理や食事、入浴の準備ができなかったり、こだわりや強迫観念があるなどで、人との交流が円滑にできないなど、様々な困難が生じ、一人では日常生活が保持できない状態となることがあります。

生活保護だけでは問題の解決が図れません。

親亡き後も、地域で安心して生きてゆけるよう精神障がい者地域生活支援事業との緊密な連携が必要であると思料するものです。

福山市においての当事業の具体についてお示しください。

以上それぞれについて、ご所見をお示し下さい。

（４）少子化時代の子育て支援について

日本の少子化に一層の拍車がかかり、未来社会の発展に影を落としています。政府は 2060 年に 1 億人の人口を保つには、2030 年までに特殊出生率を 2・07 に高める必要があると試算していますが、合計特殊出生率は 1・39 で前年と同水準にとどまっています。

内閣府が公表した未婚者へのアンケートでは、「結婚したい」と7割以上が回答していますが、未婚の男性の55%、女性の37%が結婚しない理由として「経済的に余裕がない」を挙げています。

「少子化」についての国際意識調査では、欲しい子どもの人数を「2人」「3人」と答えた親が、日本では8割以上を占める一方、「欲しい子ども数まで増やせない」という人が5割以上。その理由の最多が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」で約4割にのぼっています。

結婚や出産は、国民一人ひとりの選択であり、個人の意思が尊重されるのは当然ですが、「結婚したい、子どもを持ちたい」と希望している人たちが多いのに、それが妨げられていることは問題です。

福山市が若い世代のくらしや子育てを支援し、安心して子どもを産み育てられる環境とするために、当面次の施策を求めます。

1、 雇用の安定化。

くらしが安定しなければ、結婚も出産も困難です。

現在、若者の5人に1人がフリーターという不安定な仕事となっており、パート・アルバイトで働く若者の6割が年収100万円未満という低賃金です。長時間労働、サービス残業が横行し、とくに、子育て世代である30代は、男性の4人に1人が週60時間以上も働くなど、最も労働時間が長い世代になっています。

人間らしく働く労働のルールを確立・徹底し、だれもが「家族的責任」をはたせるようにすることが必要です。

大企業は、この間、若者の正社員を108万人も減らし、派遣や臨時、アルバイトなどに置き換えてきました。

このようにして人件費を削減する一方、この1年だけでも、大企業1000社の内部留保が23兆円以上増え、累計290兆円を超えたことが判明しています。

一方で、働く人の賃金は25カ月連続で減少し、賃金は下落する日本経済の病理は深刻です。

このような、ゆがんだ社会では、子どもを産み育てることは、困難です。人間らしく働けるルールをつくり、一部大企業の過度の内部留保を社会に還元させるべきです。

市長は、国に対して、大企業の社会的責任を果たさせること、雇用は正規が当たりまえとするよう、労働法制の抜本的改正を、強く求めていると思います。ご所見をお示してください。

2、 4割をしめる女性労働者を正當に評価し、生かせないようでは、日本の産業も、企業も未来はありません。

男女賃金格差の是正をはじめ、雇用のすべての面で男女差別・格差をなくし、女性が働きつづけられる社会にするための施策を実行することを求めます。

3、 若年層の生活を圧迫している家賃の軽減を図り、低家賃住宅の供給を図ることを求めます。

福山市住宅マスタープランには、民間賃貸の借り上げや家賃補助制度の創設が書かれておりますが、具体化がされておられません。

目標年度を定めて、実行することを求めます。具体化についてお答えください。

4、子育てにかかる負担軽減が強く求められます。

福山市はこれまで、保育所や幼稚園に通所中の保育料について、きょうだい・姉妹減免制度を拡充してきました。

さらに、その他の兄弟・姉妹が通園中であるか否かにかかわらず、第3子については、保育料を無料とするよう、制度の拡充を求めるものです。

また、乳幼児等医療費助成制度について入院も通院も中学校卒業まで助成制度を拡充することを求めるものです。以上それぞれについてのご所見をお示してください。

（５）防災対策について

国の地震長期評価によれば、南海トラフ地震で発生するマグニチュード９クラスの地震は、３０年以内の発生確率が約７０％とのことで、巨大地震はいつ起きてもおかしくない状況とのことです。

政府は南海トラフ地震対策の基本方針となる「防災対策推進基本計画」を決めました。福山市は、震度６強以上の揺れか３・３メートル以上の津波が予想され、海岸堤防が低い地域であるため、対策を強化する「防災対策推進地域」に指定されました。

基本計画は人的被害を減らすため、津波避難ビルの指定推進や防潮堤整備、木造住宅の防火対策を重点課題に挙げています。

今後、自治体は減災対策や実施目標に関する計画を立てるとのことですが、「防災対策推進地域」に指定されたことについて、どのように受け止めたのか、また、今後の防災対策の基本的在り方をお示しください。

南海トラフ地震で、県内最悪の死者を出すと想定され、海拔の低い市街地を抱える本市は、県と共同して防潮堤の劣化診断、強度の見積もりを精密に行い、必要な手立てをとることが必要ではないでしょうか。

福山市の被害予測は、死者約 6200 人、負傷者 6500 人、全壊建物約 1 万 6000 棟と推計しています。死者、負傷者、全壊建物の町別分布はどのように予測されているのかお示しください。

福山市は、今年度から、自治会単位などで住民が地域の特性を踏まえたきめ細かな防災計画をつくることを予定し、災害避難に対する「自助や共助を、行政が支える」としています。

しかし、急速に都市化した福山市は、総合的全市的な防災、減災計画や道路計画がたてられないまま、住宅密集地が広がった歴史的経緯があります。

また、水路が縦横に走る市内のどこにどのような浸水被害がでるのか、市民が予測することは不可能です。

地形学や建築工学等、必要な専門家の知見を集め、できうる限りの科学的分析を行い、行政が主体性を発揮して、津波浸水経路のシュミレーションを作成し、地域避難経路を作成するべきではないでしょうか。

その上に立って、地域住民のつながりや経験を活かす、実効ある防災計画をつくるべきではないでしょうか。

また、市指定避難場所・避難所の一覧表を策定していますが、避難場所の安全性の検証も必要です。

難場所や避難所が浸水すると予測する箇所は、いくつあるのかお示してください。

また、避難ビルの確保は、37 か所とのことですが、避難可能人数は何人位確保できたのか、具体をお示してください。

その他、現在、海拔表示は、607か所とのことですが、設置個所の地図を配布することを求めるものです。

特に、海拔の低い地域については、水深を日常的に認識できるよう表示を増やすことを求めるものです。以上について、お答えください。

（６）道路政策について

２０１３年５月、自民・公明の議員立法により国会に上程された「防災・減災に資する国土強靱化基本法案」は、民主党の「コンクリートから人へ」の歩みを一挙に逆転しました。

本法案は、防災・減災と「国際競争力の向上」を結びつけ、その基本理念に掲げた結果、国民の命と暮らしを守るための防災・減災対策が後回しとされることが懸念されます。

大規模自然災害からの被害を最小限にし、国民の生命・財産を守るためには、建物やライフラインの耐震化、木造建築物密集地域の解消、地すべりや液状化など危険箇所の指定と対策などを思い切って進めるべきであります。

国に対し、国民の安全を守る身近できめ細かい対策を、最優先することを強く求めてください。

次に、「国土強靱化」が、巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠を与える危険性についてです。これまでも、外環道や圏央道、新名神高速道路、９兆円ものリニア新幹線建設など大型公共事業が進められてきました。

そして調査が中止された六海峡横断道路の一つ、関門海峡道路について福岡

県が調査再開を表明しましたが、各地からも海峡道路の建設要望が出されるなど、全国で、大型道路建設事業の復活が懸念されます。

人口減少期を迎えた今、後年度負担を増やすべきではありません。

福山市の道路政策について、市債を増高する大型道路建設は止め、高齢化社会にふさわしく、歩道の設置や凸凹の解消、バリアフリー化など生活道路整備優先の政策に転換することを求めるものです。ご所見をお示してください。

② 通学路の安全対策について

光小学校の児童の交差点事故を受け、わが党は、現地調査をもとに、県知事及び県警本部に要望書を提出し、今後、児童生徒が事故に巻き込まれない対策を要請いたしました。

当該の学校や町内会からの要望とも相まって、信号機のＬＥＤ化や歩行者点滅信号の増設が図られることとなりました。

市教委は、通学路の安全対策について、調査を行ってきたところですが、昨年度、児童生徒が巻き込まれる交通事故が６６件起きています。必要な対策は行われたのか、対応が行われていない箇所は何か所あるのか、具体をお答えください。

③ 水路・ため池転落死亡事故防止策について

昨年度から今年度に入り、水路ため池への転落死亡事故が相次ぎ、10名を超える犠牲者が出ています。犠牲者のご家族の皆様に、哀悼の意をささげるものです。

まず、相変わらず続発する転落死亡事故に対して、どのような認識を持っておられるのかお示してください。

今年度危険個所対策予算は、昨年度比1000万円増の1億5400万円となりました。転落防止策の必要総延長に対し、どれだけの対策ができるのか、それぞれ、数値をお示してください。

今後の計画と、対策完了には、どのくらいの期間や予算が見込まれるのか、お示してください。

ため池については、2010年に、ため池転落死亡事故を受け、市内調査を行っております。

市内約2200カ所のため池のうち632カ所を調査し、そのうち約328カ所で安全対策が必要と判断しています。

この間、56カ所の池の転落防止柵が設置されたとのことでありますが、全体の完了に向けての今後の計画についてお示してください。